

○財務省告示第百三十号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十五年三月二十八日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十五年四月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号
二	発行の根拠 法律及びその の条項
三	振替法の適 用等
四	発行方法
五	募入決定の 方法
六	発行額

利付国庫債券（十年）（第三百十
九回及び第三百二十一回）及び
利付国庫債券（二十年）（第六十
二回、第六十六回、第七十三回、
第九十三回、第九十五回、第九
十六回、第九十七回、第九十八
回、第一百回及び第一百一回）
財政運営に必要な財源の確保を
図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百号）第二条第一項
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
利回り格差（第十七号に規定す
る利回りに応募した者が加算す
る数値をいう。次号において同
じ。）を競争に付して行われる入
札による発行
各申込みのうち利回り格差の小
さいものからその応募額を順次
割り当てる。
額面金額で二千九百九十九億円

二十 払込期日 平成二十五年三月二十八日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額
利付国庫債券 (第十三年) 回(第三百十九)	一・一%	十年平 日十成 二月十三	億五 円百 三十九
利付国庫債券 (第十一年) 回(第三百二十)	一・〇%	日年平 三成 三月二十四	億三 円百 二十九
利付国庫債券 (第十二年) 回(第六十二)	〇・八%	日年平 六成 三月二十五	億千 円百 二十三
利付国庫債券 (第十六年) 回(第六十六)	一・八%	十年平 日十成 二月十五	十億 円
利付国庫債券 (第十七年) 回(第七十三)	二・〇%	十年平 日十成 二月十六	二十億 円
利付国庫債券 (第十九年) 回(第九十三)	二・〇%	日年平 三成 三月二十九	十四億 円
利付国庫債券 (第十九年) 回(第九十五)	二・三%	日年平 六成 三月二十九	四十億 円
利付国庫債券 (第十九年) 回(第九十六)	二・一%	日年平 六成 三月二十九	二十六億 円
利付国庫債券 (第十九年) 回(第九十七)	二・二%	日年平 九成 三月二十九	億五 円百 九十三
利付国庫債券 (第十九年) 回(第九十八)	二・一%	日年平 九成 三月二十九	百五億 円

（（利 第二付 百十国 一年庫 回）債 ）券	（（利 第二付 百十国 回年庫 ））債 ）券
二 ・ 四 %	二 ・ 二 %
三平 月成 二四 十十 日年	三平 月成 二四 十十 日年
百 五 十 億 円	五 十 億 円